

5 市(県)内感染拡大期

<p>● 市(県)内感染拡大期(国：国内感染期、県：県内感染拡大期)</p> <p>市(県)内において、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で確認できなくなった状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む)</p>
<p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療体制の維持 ・ できる限りの健康被害の抑制 ・ できる限りの市民生活・市民経済への影響の抑制
<p><対策の考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 感染拡大を止めることは困難であり、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。 2 市(県)内での発生の状況に応じ、実施すべき対策の判断を行う。 3 医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 4 医療・相談体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のため社会活動をできる限り継続する。 5 住民接種を継続する。 6 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

対 策
<p>ア 市(県)内感染移行期の判断【総括班/医療・救護班/生活維持班】</p> <p>市対策本部は、国や県の基本的対処方針の変更にに基づき、市(県)内感染拡大期における市の対処方針、対策等を決定する。必要に応じ、対策本部班長会議を開催する。</p>
<p>イ 職員の配備体制【総括班/総務・動員班】</p> <p>市の職員の配備体制は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等に対応することとしている必要な人員を配備し、市(県)内感染拡大期の対策又は緊急事態措置を全庁一体となって実施する。</p>

参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】（一部抜粋）

- ①市は、新型インフルエンザ等のまん延により、緊急事態措置を行う事ができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。
- ②市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

(2) サーベイランス・情報収集

対 策

市は、引き続き、国際機関（WHO等）、厚生労働省、国立感染症研究所及び県からの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。【総括班/関係各課】

参考：県のサーベイランス・情報収集

ア 情報収集

県は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。

イ サーベイランス

①県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止し、通常のサーベイランスを継続する。ただし、重症者及び死亡者に限定して情報を収集する。

また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。

②県及び保健所設置市は、国が把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、国と連携し、必要な対策を実施する。

(3) 情報提供・共有

対 策
<p>ア 情報提供【総括班/医療・救護班/広報・情報収集班/関係各課】</p> <p>○市は、県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体や機関を活用し、市民に対して国内、県内、市内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定、対策の理由、対策の実施主体等について、詳細に分かりやすくできる限り速やかに情報提供する。</p> <p>○市は、県等と連携して、個人がとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校、保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。</p> <p>○市は、市民から相談窓口等に寄せられる問合せ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。</p> <p>イ 情報共有【総括班/医療・救護班/広報・情報収集班/関係各課】</p> <p>○市は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や流行状況等を的確に把握する。</p> <p>ウ 相談窓口の継続【医療・救護班/市民ボランティア班/調査班】</p> <p>○市は、県等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を継続する。</p> <p>○市は、国からQ & Aの改訂版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】</p> <p>県は、本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の措置を講じる。</p> <p>○国内発生期において、緊急事態宣言がされている場合に講じることとされている措置</p> </div>

(4) 予防・まん延防止

対 策

市は、県等と連携して、次の感染拡大防止策に協力し、実施する。【総括班/医療・救護班/関係各課】

参考：県の予防・まん延防止

ア 県内でのまん延防止対策

○住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染症対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

○事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。

○ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校・保育施設等の設置者に要請する。

学校に通う患者については、校長が出席停止の期間の基準に沿って、学校医その他の医師に意見を聞き、出席停止の指示をする。

また、保育施設等に通う患者については、一定期間自宅待機（出席停止）とするよう要請する。

○公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

○関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。

○県内感染拡大期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は、中止する。

イ 水際対策

○県は引き続き、国が発する渡航者・入国者等への注意喚起、検疫の強化、縮小等についての情報提供を継続する。

ウ 予防接種

○市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】

本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

①国内発生期において、緊急事態宣言がされている場合に講じることとされている措置

②市町村は、住民に対する予防接種について、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種の実施（国内を区域として緊急事態宣言がされた場合も含む）

(5) 医療

対 策

市は県等と連携して医療の情報を収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ取組み等に適宜協力する。【総括班/医療・救護班/被災者救援班/生活維持班】

参考：県の医療

ア 医療体制の整備

県及び保健所設置市は、専用外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。

イ 患者への対応等

○県及び保健所設置市は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。

○県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、県内感染拡大期に至った段階で、衛生研究所におけるPCR検査は、以下に示した状況等において県等が必要と判断した場合に実施する。検査のキャパシティから全ての検査が困難である場合には、公衆衛生検査上の観点から実施の優先順位を判断する。

a. 確定診断が治療方針に大きく影響する重症患者

b. 集団発生に対する病原体の確定等

○国は、医師が、在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断できた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により薬局に送付することができることとする。

県及び保健所設置市は、このことについて国が示す対応方針を周知する。

○県及び保健所設置市は、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

ウ 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。

エ 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用

○県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬について、保健所や感染症指定医療機関等に対する予防投与用としての活用を中止する。

○県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬等の流通状況を調査するとともに、関係機関に対して適正な流通を指導する。

○県は、患者の発生状況や市場における流通状況を踏まえ、必要な場合には、県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬を市場に供給するとともに、抗インフルエンザウイルス薬については、国備蓄分の配分を要請する。

オ 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援や自宅で死亡した患者の対応を行う。

カ 医療機関・薬局における警戒活動

○県警察は、引き続き医療機関や薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

キ 病原性が低い場合の措置

病原性に基づく対策の選択の目安については、「別表2 病原性による医療の対策の選択について(概要)」(P98:埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋)を参照する。

参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】

県は、本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行う。

①医療機関並びに医薬品及び医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関等は、業務計画で定めるところにより、医療並びに医薬品及び医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

②国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等の他、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し、外来診療を受ける必要のある患者や、症状は比較的軽度であるが、在宅療養を行う事が困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを超えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

なお、特措法第48条第2項の規定により、県は、必要があると認めるときは臨時の医療施設の開設に係る事務の一部を市町村が行うこととする。その際は、事前に市町村と協議を行う事を基本とする。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

対 策	
ア 事業者の対応【産業班/関係各課】	市は、県が行う事業者に対する感染予防策について、要請に応じ協力する。
イ 市民・事業者への呼び掛け【総括班/広報・情報収集班】	市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】

県は、本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、前頁の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行う。

ア 業務の継続等

指定地方公共機関及び特定接種の実施状況に応じ、登録事業者は事業の継続を行う。その際、国が必要に応じて行う、当該事業継続のための法令の弾力運用その他必要な対応策について、必要に応じ周知する。

イ 電気及びガス並びに水の安定供給

国内発生期の記載を参照

ウ 運送・通信・郵便の確保

国内発生期の記載を参照

エ サービス水準に係る県民への呼び掛け

県は、国と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼び掛ける。

オ 緊急物資の運送等

国内発生期の記載を参照

カ 物資の売渡しの要請等

①県は、県の対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

②県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

キ 生活関連物資等の価格の安定等

①県は、市町村とともに、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

②県は、市町村とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口や情報収集窓口の充実を図る。

③県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、物価関連法令の規定に基づき適切な措置を講ずる。

ク 要援護者への生活支援

県は、国の要請を受け、市町村に対し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。

ケ 犯罪の予防・取締り

国内発生期の記載を参照。

コ 埋葬・火葬の特例等

①県は、国の要請を受け、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。

②県は、国の要請を受け、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。

③新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を国が定めるため、県は、これを市町村へ周知する。

④県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

サ 国が行う措置の周知

県は、国が行う新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等、新型インフルエンザ等緊急事態に関する政府関係金融機関等の融資、金銭債務の支払猶予等、通貨及び金融の安定に関する措置を行ったときは、必要に応じその旨を周知する。